

農・畜・水産物、パーム油の個別基準に対する主な農林水産省の意見

【農産物】

7. サプライヤーは、農産物を選択する上で、農産物の生産や輸送にかかる温室効果ガスの排出量の削減努力や地域の資源循環、地域の経済の活性化への貢献度を考慮すべきである。こうした観点を踏まえて、可能な限りサプライヤーは国産農産物を優先的に選択すべきである。その際、みどりの食料システム戦略に資する取組や地域の経済の活性化への貢献も考慮すべきである。

【畜産物】

5. サプライヤーは、畜産物を選択する上で、畜産物の生産や輸送にかかる温室効果ガスの排出量の削減努力や地域の資源循環、地域の経済の活性化への貢献度を考慮すべきである。こうした観点を踏まえて、可能な限りサプライヤーは国産畜産物を優先的に選択すべきである。その際、みどりの食料システム戦略に資する取組や地域の経済の活性化への貢献も考慮すべきである。

【水産物】

5. 絶滅危惧種 (資源管理上問題なく利用されているものは除く^{注4}) については、原則^{注5}使用しないこととする。
7. サプライヤーは、水産物を選択する上で、水産物の輸送にかかる温室効果ガスの排出量や地域の資源循環、地域の経済の活性化への貢献度を考慮すべきである。こうした観点を踏まえて、可能な限りサプライヤーは国産水産物を優先的に選択すべきである。その際、みどりの食料システム戦略に資する取組や地域の経済の活性化への貢献も考慮すべきである。

注4：博覧会協会が別途指定するもの 各国および国際的な管理機関にて正当な管理の
されているものは除く

注5：MEL (ver.2)、MCS、ASC の認証を受けたものは除く

【パーム油】

- ~~5. 上記2に加えて、生産者における持続可能性の向上に資する取組を一層促進する観点から、RSPOの内IP、SG、またはPOIGの認証を受けたものを最大限調達することが推奨される。なお、この取組を行うことを宣言したサプライヤーは、その取組内容および調達状況を自主的に公表することとする。~~